

家族介護用品支給事業の利用について

在宅で、寝たきりや認知症の高齢者等を介護している家族に対し、家族の身体的・経済的負担の軽減を図るため、介護に必要なおむつやその他の用品を購入する際の費用を一部補助します。

- ▶ **支給対象者** 65歳以上の高齢者のうち、介護保険制度で、要介護4または5の認定を受けている方を月に15日以上在宅で介護している家族であって、高齢者及び介護者ともに茨城町内に住所を有する方。
- ▶ **支 給 額** ①非課税世帯 月額 5,600円以内 ②課税世帯 月額 4,000円以内
※世帯とは、住民基本台帳を基本とします。介護者が別世帯の場合は、介護者の世帯も含まれます。
- ▶ **補助対象介護用品** 紙おむつ、尿とりパット、使い捨て手袋、清拭剤(液体、泡タイプ)、お尻拭き、からだ拭き
- ▶ **利 用 店** 次の町指定業者で購入して頂きます。
①みずず薬局 石崎店(上石崎) ②カワチ薬品 茨城町店(長岡)
③カワチ薬品 桜の郷店(桜の郷) ④コスモ調剤薬局こづる(小鶴)
⑤ツルハドラッグ水戸南店(長岡) ⑥ツルハドラッグ茨城桜の郷店(桜の郷)
⑦DCM 茨城町店(長岡)
- ▶ **利用券の返却** 支給対象者が、介護度の変更・入所・入院・転出等により対象要件に該当しなくなったときは、介護用品利用券を返却してください。
- ▶ **更新申請** 毎年6月に更新申請があります。前年度利用者には申請書を送付いたしますので引き続き利用を希望する場合には、申請してください。
- ・申請受付期間：**6月11日(水) まで**
 - ・申請場所：長寿福祉課(1階3番窓口)で申請してください。
 - ・持参するもの：介護保険証、申請に来る方の身分証明書

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407(直通)

消費生活
センター

子どものオンラインゲーム課金 ～子どもと一緒に対策を！～

多くのオンラインゲームは、ゲーム自体は無料でも、アイテムやキャラクターの獲得にお金がかかる仕組みになっています。子どもがスマホやタブレットでゲームをする際に、お金を使っている認識がないまま課金してしまい、いつの間にか何万円も使っていたという保護者からの相談が増えています。

子どもたちがトラブルに巻き込まれないためにも、オンラインゲームをする際のルールを決めるなど、日ごろから子どもと一緒に対策を考えましょう。

相談事例

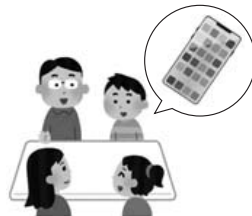
◆小学生の息子が母親名義のスマホを使用している。通信料が高額なので内訳を調べると、息子がオンラインゲームで5万円も課金していた。返金を申し出ることは可能か。

⚠️トラブルに遭わないために

- ・子どもに持たせるスマホは**ペアレンタルコントロール機能**を利用して、保護者がアカウントを管理しましょう。
- ・古いスマホを渡すときは**クレジットカード情報などを削除**する、保護者のスマホを貸すときは**ユーザーログアウトを徹底**するなどの対策をしましょう。
- ・保護者のアカウントに決済完了メールが届くように設定し、メールや料金明細を日頃からチェックしましょう。
- ・オンラインゲームをするときは、子どもと一緒に話し合い、ルールを決めましょう。
- ・**保護者の同意のない未成年者契約は取り消しができる**場合があります。早めに相談しましょう。

困った時は早めに消費生活センター等に相談を！

【相談・問合せ先】 茨城町消費生活センター ☎ 029-291-1690(直通)
相談受付時間 午前9時～正午 午後1時～4時(土・日・祝日を除く)
消費者ホットライン ☎188(局番なし)



高齢者世帯対象

特殊詐欺被害を防ぐための電話機等の購入を補助します！

高齢者をターゲットにした特殊詐欺や不審電話等が多発しています。町では、特殊詐欺による被害を未然に防ぐため、防犯機能の付いた「電話機等」の購入経費の一部を補助します。

■補助金を受けられる方(補助対象者)

下記の①～③の要件をすべて満たす場合に限りです。

- ①茨城町に住所を有し、現に居住されている方
- ②令和7年度中において、満70歳以上の方のみで構成されている世帯の方
※同じ世帯に70歳未満の方が含まれている場合は、対象外となります。
- ③町税等を滞納していない方

■対象となる電話機等

次のいずれかの機能をもつ**固定電話機**、または**固定電話機に接続して使用する機器**

- (1) 通話録音装置 電話着信時に警告アナウンスが流れ、通話を自動で録音する機能
- (2) 着信拒否装置 指定した番号・非通知・公衆電話からの着信を拒否する機能
※別途ナンバーディスプレイの契約が必要となります。

■補助金額

購入・設置費用の5分の4(上限10,000円、100円未満は切り捨て)

(例) 12,500円で購入・設置(消費税込み)

12,500円×4/5=10,000円

補助額 10,000円、個人負担費用は2,500円



■申請方法 電話機等の購入前に、秘書広聴課へ申請をお願いします。

※すでに購入したものは対象となりません。

〈申請時に必要なもの〉

- ①特殊詐欺等被害防止対策機器整備事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②購入予定機器の機能が確認できる書類の写し(カタログ等)
- ③購入予定額を確認できる書類(見積書等)
- ④町税及び税外収入金の納付状況等の調査を認める同意書(様式第2号)
- ⑤印鑑

代理申請の場合は、①～⑤に加えて

- ⑥委任状(様式第3号)
- ⑦代理の方の本人が確認できる身分証明書(運転免許証等)

※上記申請書類は、秘書広聴課で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

■ **申込期限** 6月30日(月)
※閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分(郵送のみ締切日当日消印有効)
※申請多数の場合、抽選となります。

■ **申込方法** 郵送または窓口にて受付

■ **受付窓口** 秘書広聴課 秘書広報・協働推進グループ(2階 12番窓口)

【問合せ先】 秘書広聴課 秘書広報・協働推進グループ ☎ 029-291-8802(直通)
FAX 029-292-6748